農地集約化促進のための交換分合事業に係る基準緩和

(平成28年4月1日 農林水産省農村振興局長通知 27農振第2326号)

規制改革の内容

特例措置前

交換分合に係る交付金の助成を受ける場合には下記の要件を具備する必要。

① 面積要件 : おおむね5ha以上

② 集団化率 : おおむね40%以上

③ 移動率 : おおむね20%以上



特例措置

交付要件を緩和。

○ 移動率:10%以上を目標

(面積要件及び集団化率に係る要件は廃止)



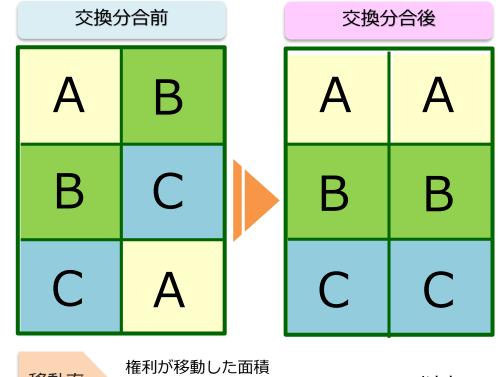
効果

農地の集約化を促進し、地域の農業構造を改善。

規制改革の概要

<交換分合とは>

細分・分散している農用地を、区画、形状、地番を変更することなく、地域ぐるみの交換によって広く使いやすい農用地にまとめる土地改良事業。



移動率

一定地域の農用地面積

×100=10%以上